

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 一五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一五
- 土地改良法により換地計画を適当と決定した件 一五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 一六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 一六
- 一般競争入札を行う件 一六
- 福島県病院局 一六
- 一般競争入札を行う件 一六

## 告 示

### 福島県告示第二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
C O O P ベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地一二
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
C O O P ベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地一二
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から令和二年三月十日付けで申請のあった定款の変更について、同月十七日認可した。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

### 福島県告示第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、広野町の浅見北地区の農業基盤整備促進事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間

- 令和二年三月二十五日から  
同 年四月十三日まで (二十日間)  
三 縦覧の場所  
広野町役場

(農地管理課)

**福島県告示第百二十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市月舘町御代田字鞍馬若一六の一、二〇から二三まで、字深田入一二の一、一

三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百二十九号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称

郡中都市計画下水道事業(郡山市流域関連公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和五十二年七月二十二日

四 事業施行期間 昭和五十二年七月二十二日から令和七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(下水道課)

**福島県告示第百三十号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称 郡中都市計画下水道事業(郡山市公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和三十三年四月一日

四 事業施行期間 昭和三十三年四月一日から令和七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(下水道課)

公 告

**公告第52号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項****(1) 調達をする物品等の名称及び数量**

- ア I P R 形移動用無線機（I P R - M L）携帯仕様 68式  
イ I P R 形移動用無線機（I P R - M L）車載仕様 116式  
ウ I P R 形オートバイ用無線機（I P R - A U） 27式

**(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。****(3) 納入期限 令和3年3月31日（水）****(4) 納入場所 福島県警察本部総合運用指令課（福島県福島市杉妻町5番75号）****2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

**(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。****(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。****(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。****(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。****3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年4月21日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年4月21日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和2年3月24日（火）から同年4月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等****(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。**

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年4月7日（火）午後5時までに必着で請求すること。

**(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年4月7日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課****(3) 入札及び開札の日時及び場所**

ア 1の(1)のアに掲げる物品等 令和2年5月13日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和2年5月13日（水）午後1時50分 福島県出納局入札用度課

ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 令和2年5月13日（水）午後2時10分 福島県出納局入札用度課

（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（火）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
    - ① IPR Mobile Communication System (Walkie-Type) 68 units
    - ② IPR Mobile Communication System (Vehicle-Type) 116 units
    - ③ IPR Mobile Communication System (Motorbike-Type) 27 units
  - (2) Time-limit of tender (by hand):
    - ① 1:30 p.m., 13 May 2020
    - ② 1:50 p.m., 13 May 2020
    - ③ 2:10 p.m., 13 May 2020
  - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 12 May 2020
  - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**公告第3号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立こころの医療センター（仮称）新築（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和2年3月24日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 福島県立こころの医療センター（仮称）新築（建築）工事 一式
- (2) 工事番号 第20-25010-0001号
- (3) 工事箇所 福島県西白河郡矢吹町滝八幡地内
- (4) 工事概要 ア 病院新築 鉄骨造 4階（地下1階）建て  
延床面積 = 13,760.55 m<sup>2</sup>  
イ 現病院解体工事 延床面積 = 11,092.81 m<sup>2</sup>  
ウ 造成・外構工事 A = 61,306 m<sup>2</sup>
- (5) 工 期 契約締結日から令和6年3月31日まで

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからキまでに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員がク及びケに掲げる条件を満足している者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。  
イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、3に掲げ

- る日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事業の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者については、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事業の総合評定値が800点以上であること。
- カ 建設工事において、3に掲げる日から過去15年以内に延床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事（新築、改築又は増築を含む。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。
- キ 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者でカに示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- ク この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- ケ 元請として、特別管理産業廃棄物管理責任者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者をいう。）を配置できる者であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからクまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、令和2年4月22日（水）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号  
福島県病院局病院経営課  
電話024-521-7228
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和2年3月24日（火）から同年4月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで  
なお、福島県病院局病院経営課のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項  
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 4に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時、場所等
  - (1) 日時 令和2年6月4日(木)午後2時
  - (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島県福島市中町8番2号)
  - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年6月3日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札並びに入札説明書及び入札  
心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
  - (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
  - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当  
する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を  
切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業  
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に  
相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定の方法
  - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の  
要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最  
も高い者を落札候補者とする。  
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000  
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小  
数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価  
値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。  
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。  
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、そ  
の点は100点とする。  
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算  
出された点とする。  
オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
  - (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定  
する。
- 12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い  
この工事は、令和2年3月19日付け公告の「工事番号20-25010-0002福島県立こころ  
の医療センター(仮称)新築(電気)工事」及び「工事番号20-25010-0003福島県立こ  
ころの医療センター(仮称)新築(機械)工事」と密接に関連する工事であるため、  
関連工事のいずれかに落札者がいない場合には、関連工事の落札者が決定する日までこ  
の工事の契約の締結を留保し、関連する全ての工事の落札者決定後に契約を締結する。
  - (1) 契約の辞退について  
ア 本工事の落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることに  
より施工できないと判断する場合には、本工事の落札決定の日までの間に落札候  
補者を辞退することができる。  
イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は  
契約の締結を辞退することができる。  
ウ 落札候補者又は落札者が契約の締結を辞退した場合には、入札説明書に

規定する見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。

(2) 留保期間を経て契約する場合の契約内容

ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。

イ 福島県工事請負契約約款第25条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。

(3) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更

「配置技術者の技術力」として申請のあった技術者の変更も認める。ただし、申請のあった技術者が獲得した点数以上の者とする。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the contract: Fukushima Prefectural Mental Health Medical Centre (tentative name) Construction Work 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 4, June, 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3, June, 2020

(4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7228

(病院経営課)